

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年2月27日(2014.2.27)

【公開番号】特開2010-140470(P2010-140470A)

【公開日】平成22年6月24日(2010.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2010-025

【出願番号】特願2009-242567(P2009-242567)

【国際特許分類】

G 06 F 21/60 (2013.01)

G 06 F 21/12 (2013.01)

G 06 F 21/62 (2013.01)

H 04 L 9/10 (2006.01)

【F I】

G 06 F 12/14 5 6 0 A

G 06 F 9/06 6 6 0 L

G 06 F 12/14 5 4 0 P

G 06 F 12/14 5 6 0 D

H 04 L 9/00 6 2 1 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年1月8日(2014.1.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

グラフィックプロセッサ、ビデオプロセッサ及びオーディオプロセッサの少なくとも1つのプロセッサと、

第2エンティティのプログラムを処理するために前記プロセッサ上で具現化される第1エンティティの少なくとも1つのセキュアなバーチャルマシンと、

第3エンティティのコンテンツを出力用に処理するためにコンピュータ読み取り可能な媒体上で実施される少なくとも1つのプログラムと、

を備え、

第1エンティティは、セキュアなバーチャルマシンを備えたエンティティである場合を含み、

第2エンティティは、ソフトウェアを認可するエンティティである場合を含み、

第3エンティティは、コンテンツを認可するエンティティである場合を含み、

前記少なくとも1つのセキュアなバーチャルマシンは、当該少なくとも1つのセキュアなバーチャルマシン内で第2エンティティのプログラムにより第3エンティティのコンテンツを処理する、

装置。

【請求項2】

残留する機密プログラム情報、処理されている情報、及び前記少なくとも1つのバーチャルマシンの各々により生成されるエフェメラル変数は、処理後に削除される、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

個々のコンテクスト内において前記プロセッサ上で複数のセキュアなバーチャルマシン

が具現化される、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 4】

前記複数のセキュアなバーチャルマシン間での情報の共有が制限される、請求項 3 に記載の装置。

【請求項 5】

エフェメラル情報の形式、及び前記複数のセキュアなバーチャルマシンにより処理されている情報の記憶が制限される、請求項 4 に記載の装置。

【請求項 6】

前記情報は、保護されたコンテンツの解読に使用されるキー及び中間暗号値を含む、請求項 4 に記載の装置。

【請求項 7】

クライアント供給プログラムを実行して前記保護されたコンテンツを処理するために前記少なくとも 1 つのバーチャルマシンが設けられる、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 8】

前記クライアント供給プログラムは、第 3 エンティティのコンテンツを処理する際に前記クライアント供給プログラムによって使用されるアルゴリズム詳細、シークレット及びキーの機密性を保証するために第 2 エンティティにより暗号化される、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 9】

前記クライアント供給プログラムは、更に、そのクライアント供給プログラムの完全性を検証できるように第 2 エンティティにより署名されると共に、そのクライアント供給プログラムのソースの真正性を検証できるようにする証明書を含む、請求項 8 に記載の装置。

【請求項 10】

第 3 エンティティのコンテンツは、前記少なくとも 1 つのバーチャルマシンにより処理される前に第 3 エンティティにより別々に暗号化される、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 11】

前記クライアント供給プログラム、機密アルゴリズム及びシークレットは、前記少なくとも 1 つのバーチャルマシン内での実行を許す前に、含まれた署名及び証明書を検証することで、解読され認証される、請求項 10 に記載の装置。

【請求項 12】

前記クライアント供給プログラムの処理は、第 3 エンティティのコンテンツを解読することを含む、請求項 10 に記載の装置。

【請求項 13】

前記処理は、更に、第 3 エンティティのコンテンツ又は第 3 エンティティのコンテンツ内のストリームの 1 つ以上の部分のうちの少なくとも 1 つを再暗号化することを含む、請求項 12 に記載の装置。

【請求項 14】

前記再暗号化は、第 3 エンティティのコンテンツが前記少なくとも 1 つのバーチャルマシンから退出する前に行われる、請求項 13 に記載の装置。

【請求項 15】

前記再暗号化は、第 3 エンティティのコンテンツが前記プロセッサから出力された後に行われる、請求項 13 に記載の装置。

【請求項 16】

前記クライアント供給プログラムは、アプリケーションから受け取られ、前記クライアント供給プログラムは、前記プロセッサとアプリケーションとの間にセキュアな通信チャネルを確立する、請求項 7 に記載の装置。

【請求項 17】

前記プロセッサとアプリケーションとの間の前記通信チャネルは、前記プロセッサにおいて導出された暗号値及び少なくとも 1 つの証明書を使用してセキュア化される、請求

項 1 6 に記載の装置。

【請求項 1 8】

前記少なくとも 1 つのバーチャルマシンは、アプリケーションによって供給される保護コンテンツ処理プログラムのインタープリターとして働く、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 1 9】

前記プロセッサは、少なくとも 1 つのセキュリティプロセッサを含み、そして処理されたコンテンツを、グラフィックプロセッサ、ビデオプロセッサ又はオーディオプロセッサの少なくとも 1 つに与えるように構成される、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 2 0】

前記プロセッサは、パッケージから解かれたコンテンツキー、及びプログラム実行中に導出される中間暗号値のためのセキュアな機密記憶部を含む、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 2 1】

前記プロセッサの少なくとも 1 つのバーチャルマシン内で第 2 エンティティのプログラムにより第 3 エンティティのコンテンツを処理するのに、前記プロセッサが、認可されたシークレットを含むことも、以前に実施された認可アルゴリズムを有することも要求されない、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 2 2】

前記少なくとも 1 つのバーチャルマシンの設計、及び前記少なくとも 1 つのバーチャルマシン内の第 2 エンティティのプログラムによる第 3 エンティティのコンテンツの処理は、認可応諾及び頑健性ルールに関して第 2 エンティティにより再検討され、これにより、第 3 エンティティのコンテンツに対する適合性を決定できる、請求項 1 に記載の装置。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 1 8】

[0029] 例えば、プログラム 2 0 6 は、ベンダー 2 0 4 の C P U により生成され、次いで、暗号化されることでセキュア化されてもよい。一実施形態では、プログラム 2 0 6 は、プロセッサ 2 5 0 がコンテンツを受け取れるようにするアプリケーション（例えば、コンテンツプレーヤ、等）によって使用される。この場合に、プログラム 2 0 6 は、アプリケーションによりセキュア化することができる。従って、プログラム 2 0 6 は、コンテンツに基づき、アプリケーションによってメモリ 2 2 8 から検索されてもよい。